

【2-19】

湾・灘の区分	大阪湾、播磨灘
取組の名称	豊かで美しい瀬戸内海の再生のための兵庫県水質目標値(下限値)の設定
事業期間及び事業費	事業期間： 令和元年10月7日～ 事業費： ー
事業体制	兵庫県水大気課 (実際の事業は、関係機関と連携し、情報共有を進めながら実施する。実施する事業の詳細は現時点では未定。)
事業の背景・目的	瀬戸内海(兵庫県)の水質は高度成長期から大幅に改善された一方で、近年では漁獲量の減少がみられる。 海域の豊かな生態系の維持のためには、食物連鎖の底辺を支える植物プランクトンの栄養として、窒素やりんが不可欠である。このため、一定の窒素・りん濃度を保つための仕組みとして、海域の全窒素濃度及び全りん濃度に関し、水質目標値(下限値)を設定する。
事業場所の詳細	大阪湾及び播磨灘
事業内容	水質目標の位置付け ① 条例による方針の明確化 環境の保全と創造に関する条例に水質目標に関する規定を定め、豊かで美しい瀬戸内海の再生の実現を図る。 ② 進行管理 県が測定した瀬戸内海の全窒素・全りん濃度が、環境基準値と水質目標値(下限値)との間で適切な濃度となるよう、毎年度目標管理を行う。 目標管理は、水質目標値(下限値)を瀬戸内法第4条第1項に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」の実施計画の指標に盛り込み、湾灘協議会等で点検することにより行う。 あわせて、目標達成のための施策は、物質循環・生態系管理に関するモニタリング結果や科学的知見をふまえた検証を短期、中期、長期にかけて行い、順応的に実施する。
効果・影響のモニタリング手法(時期、場所、項目、把握すべき事項等)	従来から実施している公共用水域の常時監視により、大阪湾及び播磨灘の全窒素濃度及び全りん濃度を把握していく。(モニタリング方法の詳細については、今後検討を行う。)
取組による効果・影響及びその判断基準等	県が測定した瀬戸内海の全窒素・全りん濃度が、環境基準値と水質目標値(下限値)との間で適切な濃度となるよう、毎年度目標管理を行う。 目標管理は、水質目標値(下限値)を瀬戸内法第4条第1項に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」の実施計画の指標に盛り込み、湾灘協議会等で点検することにより行う。
現状での課題	ー
今後の予定等	(1) 栄養塩類の適切な管理 ① 下水処理場の管理運転の徹底・拡大(下水道管理者) ② 民間工場の実態に基づいた栄養塩管理運転の導入促進(民間事業者) ③ 森林やため池等からの栄養塩供給を推進(森林管理者、農業・漁業関係者) (2) 栄養塩類の実態調査、生物に与える影響に関する研究 栄養塩濃度の適切なモニタリングの実施等
取組事例についての発表資料等	ー
情報提供元	兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課